

令和4年（2022年）4月1日から

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に基づく
事業登録に関する事務が旭川市に移譲されました

対象

旭川市内の営業所で、現に建築物衛生法第12条の2に基づく事業登録を受けている事業者、又は登録を受けようとする事業者

注：旭川市外にある営業所は対象外です

事務の移譲に伴う変更点

- ◎ 手数料が「現金納付」となります
北海道収入証紙は貼付しないでください
- ◎ 登録者が「旭川市保健所長」になります
- ◎ 登録番号が「旭川市」から始まる番号になります
旧：北海道〇〇清 第△号 新：旭川市〇〇清 第△号
- ◎ 申請書等の必要提出部数が「1部」になります

その他

- ◎ 令和4年3月31日以前に登録を受けている営業所については、今回の事務の移譲に伴う手続きは必要ありません
- ◎ 旭川市保健所長の登録となった後も、建築物衛生法第12条の2に基づく登録であることに変わりはありません
- ◎ 登録基準、手数料の額、申請窓口は、従来と変わりはありません

問合せ先・申請窓口

旭川市保健所 衛生検査課 生活衛生係
旭川市7条通10丁目 旭川市第3庁舎保健所棟1階
TEL：25-5324

旭川市 登録業 権限移譲



「8月1日は旭川市民の日」